

制度創設 12 年、クリーンウッド法への円滑対応を。
2017 合法木材供給事業者研修会
(概要報告)

1. 目的 : 違法伐採問題と「認定事業者の役割」の重要性を認識し、認定事業者における「分別管理」、「文書管理」等所要の手続きを的確に行うために必要な知識を習得する。制度発足 12 年目となる本年度は、クリーンウッド法施行も踏まえ、更なる「信頼性」と「透明性」の確保に向け、認定事業者の自覚と責務に基づく供給者側の「責任体制の確立」を目指す。

2. 開催日&会場・参加者数

開催日	会場	参加者
平成 29 年 10 月 23 日 (月)	県浜松総合庁舎 (1 階 大議室) 浜松市中区中央 1-12-1	97 名
10 月 30 日 (月)	県静岡総合庁舎 (本館 7 階 第 8 会議室) 静岡市駿河区有明町 2-20	105 名
11 月 6 日 (月)	ブラサヴェルデ (407 会議室) 沼津市大手町 1-1-4	84 名

計 286 名

3. 内容 : 講座 1~2 (14:00~15:00) / 入門講座 1~2 (15:00~15:40)

- 講座 1 : 「県産材の利用促進と静岡県産材証明制度」
~「静岡県産材証明制度」に係る「運用実務研修会」~
・講師/静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課 県産材利用班 担当者
公共工事、「住んでよし しずおか木の家推進事業」等の「県産材証明制度を利用した事業」及び「販売管理票の適切な運用と管理」に関する注意点を説明。
- 講座 2 : 「現場調査」に見る認定事業者の実態と今後の取り組み
・講師/静岡大学農学部生物資源科学科 教授 山田雅章 氏
(静岡県木材協同組合連合会 認定審査委員長)
「なぜ、合法木材か？」をもう一度確認すると共に、合法木材を取り巻く環境変化について概説。合法木材を活用するための、以下 3 項目を提案。
①クリーンウッド法、②各種支援制度、③公共納材等における制度活用

以下の「入門講座 1、2」は、合法木材証明制度に係る「新規認定申請者」、「申請予定者」向けとして区分開催。

- 入門講座 1 : 合法木材供給システム「入門講座」
・講師/静岡県木材協同組合連合会 担当者
合法木材制度に関する「背景」、「需要の動向」等を概説。
「森林認証」と「合法木材」が監視体制の違いから“信頼性”と“透明性”の比較をされるため、①認定事業者が「役割を自覚」すること、②責任をもって「合法証明」をつなげていくことが重要であることを説明。
- 入門講座 2 : 広報ビデオ「未来をつくる Goho-wood」
世界の違法伐採に対応する合法性が証明された木材供給の日本の取り組み
製作：一般社団法人 全国木材組合連合会

2017 合法木材供給事業者研修会

10/23 西部会場



10/30 中部会場



11/6 東部会場

